

# 堺市依存症地域支援計画

【別冊】

(案)

令和4年3月

## ○堺市における依存症の相談

### ●各保健センター

「アルコール依存症」などの各種依存症やその他こころの健康についての相談窓口です。

嘱託医による定例相談も受け付けています。 ※相談は予約制です。

各保健センター	住所	相談時間 月～金／9:00～17:30 (祝日・年末年始除く)
堺保健センター	堺市堺区南瓦町 3-1 (堺市役所敷地内)	072-238-0123
中保健センター	堺市中区深井沢町 2470-7 (中区役所 3 階)	072-270-8100
東保健センター	堺市東区日置荘原寺町 195-1 (東区役所 3 階)	072-287-8120
西保健センター	堺市西区鳳東町 6 丁 600 (西区役所 3 階)	072-271-2012
南保健センター	堺市南区桃山台 1 丁 1-1 (南区役所 4 階)	072-293-1222
北保健センター	堺市北区新金岡町 5 丁 1-4 (北区役所 4 階)	072-258-6600
美原保健センター	堺市美原区黒山 7 8 2-1 1	072-362-8681

### ●堺市こころの健康センター

「薬物依存相談」「ギャンブル等依存相談」の依存症の専門相談を実施しています。

※専門相談は予約制です。

住所：堺市堺区旭ヶ丘中町 4 丁 3-1 (健康福祉プラザ 3 階)

電話番号：072-245-9192

相談時間：月～金 9:00～17:30 (祝日・年末年始除く)

<専門相談事業一覧>

事業名	事業概要
薬物依存症個別相談事業	薬物依存症の問題を抱える本人や家族、関係する者に対して回復に必要な相談支援、助言や情報提供を行います。
薬物依存症本人治療回復プログラム事業	薬物依存症者本人を対象に、集団で治療回復プログラムを実施しています。概ね月 2 回程度の実施を予定しています。
薬物依存症家族教室事業	薬物依存症者の家族を対象に、医療講座や心理教育プログラム、交流機会の提供を実施しています。年間 8 回程度の実施を予定しています。
薬物依存症医療相談事業	薬物依存症の問題を抱える本人や家族、関係する者に対して、嘱託医による個別の医療相談を実施しています。月 1 回の実施を予定しています。
ギャンブル等依存症個別相談事業	ギャンブル等依存症の問題を抱える本人や家族、関係する者に対して回復に必要な相談支援、助言や情報提供を行います。
ギャンブル等依存症本人治療回復事業	ギャンブル等依存症者本人を対象に、集団で治療回復プログラムを実施しています。月 1 回の実施を予定しています。
ギャンブル等依存症家族教室事業	ギャンブル等依存症者の家族を対象に、医療講座や借金講座、心理教育プログラム等を実施しています。年間 8 回程度の実施を予定しています。
ギャンブル等依存症医療相談事業	ギャンブル等依存症の問題を抱える本人や家族、関係する者に対して、嘱託医による個別の医療相談を実施しています。月 1 回の実施を予定しています。

## ○依存症対策の啓発、研修等事業

本市では、精神保健課において、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の啓発事業、大阪府、大阪市との共同事業による依存症相談や関係機関向け研修を実施しています。市民や関係機関への正しい知識や相談機関周知に向けた情報発信を行っています。

また、依存症庁内連絡会や依存症対策推進懇話会等を開催し、庁内外での連携を深め、総合的に依存症対策を推進しながら、自殺対策との連動性を持たせた事業を実施していきます。

### <事業一覧>

事業名	事業概要
ギャンブル等依存症に関する啓発	ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～5月20日）などにおいて、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため啓発活動を実施します。（大阪府、大阪市と共同での啓発も行っています。）
アルコール関連問題に関する啓発	アルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～11月16日）などにおいて、国民の間にアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため啓発活動を実施します。
薬物依存症に関する啓発	薬物依存症に関する関心と理解を深めるため、ホームページ等での啓発活動を実施します。
医療機関職員向けの専門研修 (大阪府・大阪市・堺市 共同)	年に3回研修を実施しており、医療機関の職員に対して依存症支援の資質向上を目的としています。それぞれアルコール、薬物、ギャンブルについて講演、体験談、回復プログラムについての内容で実施していきます。
支援に関わる関係機関職員向け研修 (大阪府・大阪市・堺市 共同)	年1回研修を実施しており、支援に関わる職員への相談対応及び強化を目的としています。研修は講演、体験談の構成となっています。
依存症相談対応休日電話相談事業 「依存症土日ホットライン」 (大阪府・大阪市・堺市 共同)	土曜と日曜日に飲酒、薬物、ギャンブル等依存症に関することで悩んでいる方どなたでも相談できる電話相談窓口を実施します。
自殺対策事業	毎年「相談機関一覧」の発行を行い、依存症を含めた各種相談窓口の周知を図っています。また、かかりつけ医うつ病対応力向上研修や職域連携事業等を通じて、依存症の正しい知識や対応についての啓発を実施していきます。

## ○庁内関連事業一覧

本市では、依存症に関連する事業を庁内関係部局で実施しています。庁内連絡会等での進捗状況を共有し、本市の依存症対策について連携して取り組む体制を構築していきます。

事業名	事業概要
子ども相談所 (家庭支援課)	18歳未満の児童に関するさまざまな問題（養護・非行・虐待・障害・健全育成等）について、相談、調査、判定、指導、措置等を行います。また、児童の状況により各種相談機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

事業名	事業概要
労働相談 (雇用推進課)	専門の相談員が勤労者や事業主が抱える雇用・労働問題に対し、労働に関する法令や制度などの情報を提供しながら適切な助言を行い、雇用・労働問題の解決を支援します。雇用推進課、堺区を除く各区役所及びサンスクエア界で労働相談を行っています。
教育相談事業 (教育センター企画相談課)	子ども・保護者・教職員を対象に、不登校・いじめ・虐待・非行・集団不適応・発達障害・依存等の教育上の課題について、面接や 24 時間電話による教育相談を実施し、子どもの健やかな成長発達を促し、自立を支援します。面接相談は教育文化センター（ソフィア教育相談）と人権ふれあいセンター（ふれあい教育相談）の2か所で実施しています。
薬物乱用防止教室 (生徒指導課)	各学校へ薬物乱用防止教室の実施を推進しています。
薬物乱用防止の啓発 (生徒指導課)	市立中・高等学校に対し、薬物乱用防止ポスター・パンフレットを配付、掲示による啓発を実施しています。
シンナー・覚醒剤等乱用防止 啓発事業 (環境薬務課)	シンナー・覚醒剤等薬物の危険性を周知し、その乱用を防止するため、青少年等を対象に啓発活動を行っています。
アルコール健康障害に関する 健康教育・健康相談 (健康医療推進課・子ども育成課)	健康教育・相談の機会を通じ、生活習慣病のリスクを高める飲酒などアルコールの飲み方やアルコール依存症などの病気に関することなど、正しい知識の啓発を、生徒・学生・妊婦・地域住民などを対象に実施します。 また、特定保健指導時には、お酒に関する健康相談や情報提供を実施しています。
たばこに関する 健康教育・健康相談 (健康医療推進課・子ども育成課)	健康教育・相談の機会を通じ、防煙・禁煙・健康被害など、正しい知識の啓発を、生徒・学生・妊婦・地域住民などを対象に実施します。 また、禁煙を希望する市民には、様々な場面をとらえて、禁煙相談を実施します。
禁煙啓発イベント (健康医療推進課)	区役所や各種検診時、商業施設などで情報提供を行います。
生活困窮者自立相談支援事業 (地域共生推進課)	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、生活困窮者からの相談を受け、①生活困窮者の抱える課題を評価・分析（アセスメント）の上ニーズを把握し、②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定し、③自立支援計画に基づく各種支援を関係機関との連絡調整等により、包括的に行うことを目的としています。
障害者基幹相談支援センター事業 (障害施策推進課)	障害がある人やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活をおくることができるように関係機関と連携しながら支援する機関です。なお、区域を担当する区障害者基幹相談支援センターと、市全域（広域）を担当する総合相談情報センターがあります。
宝くじ (資金課)	「当せん金付証票法」により都道府県と政令市が宝くじを発売できると定められています。 宝くじの売上金額のうち、当せん金を除いた4割程度が収益金として発売元の自治体に収められます。本市では、宝くじの収益金を、認定こども園の整備や子ども医療費助成などに活用しています。
大阪府都市競艇企業団 (資金課)	大阪府都市競艇企業団は本市を含む府下 16 市により構成されている一部事務組合であり、ボートレース住之江でボートレース事業を施行しています。 売上金額の一部が利益配分金として 16 構成市に配分されています。

※市の事業については、今後変更（廃止や事業内容の変更等）の可能性があります。  
最新の情報については、市ホームページをご参照ください。

## ○府内専門医療機関および自助団体・回復施設等の一覧

### ・府内専門医療機関一覧

※大阪府、大阪市、堺市が選定した専門医療機関

医療機関名	所在地	連絡先	対象の依存症		
			アルコール	薬物	ギャンブル等
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立精神医療 センター	大阪府枚方市宮之阪 3-16-2	072-847-3261	○	○	○
一般財団法人 成研会 結のぞみ病院	大阪府富田林伏見堂 95	0721-34-1101	○	○	○
医療法人 以和貴会 金岡中央病院	大阪府堺市北区中村町 450	072-252-9000	○		
医療法人 聖和錦秀会 阪和いずみ病院	大阪府和泉市あゆみ野 1-7-1	072-553-1555	○		
医療法人 和気会 新生会病院	大阪府和泉市松尾寺町 113	072-553-1222	○		
医療法人 利田会 久米田病院	大阪府岸和田市尾生町 6-12-31	072-445-3545	○	○	
医療法人 微風会 浜寺病院	大阪府高石市東羽衣 7-10-39	072-261-2664	○		
特定医療法人 大阪精神医学研究所 新阿武山病院	大阪府高槻市奈佐原 4-10-1	072-693-1881	○		
医療法人 依存症専門クリニック 藤井クリニック	大阪市都島区東野田町 1-21-7 富士林プラザ 10 番館 2F	06-6352-5100	○	○	○
医療法人 孟仁会 悲田院クリニック	大阪市天王寺区悲田院町 5-13	06-6773-2971	○		
医療法人 小谷会 小谷クリニック	大阪市阿倍野区旭町 1-1-27 三洋ビル 2F	06-6556-9960	○		
医療法人 遊心会 にじクリニック	大阪市淀川区西中島 6-11-3 レ ーベネックス 2 階	06-6301-0344	○		○
特定医療法人 大阪精神医学研究所 新阿武山クリニック	大阪府高槻市天神町 1-10-1 たかつき天神ビル 2 階	072-682-8801	○		○
医療法人 東布施辻本クリニック 東布施クリニック	大阪府東大阪市足代 3-1-7	06-6729-1000	○	○	○

・堺市内に会場がある自助グループ

団体名		対象		連絡先
		本人	家族等	
アルコール依存症	堺市断酒連合会	○	○	堺市各区保健センター連絡先参照
	AA 関西セントラルオフィス	○		06-6536-0828
薬物依存症	NA 関西エリア	○		080-5703-4121
ギャンブル等依存症	GA 大阪グループ	○		090-7364-1937 (ギャンブル等依存症本人) 046-240-7279 (GA 日本インフォメーションセンター)
	ギャマン堺 (ギャマン日本サービスオフィス)		○	03-6659-4879
	全国ギャンブル依存症家族の会		○	070-4032-1889

・大阪府内の回復施設

施設名	所在地	連絡先	対象の依存症		
			アルコール	薬物	ギャンブル等
大阪マック	大阪市浪速区日本橋東 1-3-5	06-6648-1717	○	○	○
大阪 DARC	大阪市東淀川区下新庄 4-21 生島リバーサイド A-103	06-6323-8910		○	
リカバリハウスいちご	大阪市東住吉区住道矢田 3-4-3	06-6769-1517	○	○	○

・各種依存症に関する相談

機関名	概要	連絡先	対象の依存症		
			アルコール	薬物	ギャンブル等
特定非営利活動法人 大阪マック	アルコール・薬物・ギャンブルなど 依存症の相談窓口です。	06-6648-1717 06-6648-1718 (電話相談) (面談予約)	○	○	○
特定非営利活動法人 大阪ダルク	薬物依存症の本人や家族等の相談 及び面接相談を受けています。	06-6323-8910 (面談予約)		○	
大阪ダルク「薬物依 存電話相談」 (Freedom)	薬物依存当事者、その家族、友人 のための電話相談です。	06-6320-1196 (電話相談)		○	

特定非営利活動法人 いちごの会	アルコール・薬物・ギャンブル等の本人 や家族の相談窓口です。	06-6769-1517 06-6694-4701 (電話相談・面談予 約)	○	○	○
NA 関西エリア	NA は、薬物によって大きな問題を抱 えた仲間同士の非営利的な集まりで す。	080-5703-4121 (電話相談)		○	
AA 関西セントラルオ フィス	AA は、飲酒をコントロール出来ず、 その結果さまざまな問題を抱えた 方々の相談窓口です。	06-6536-0828 (電話相談)	○		
大阪クレサラ・貧困 被害をなくす会 (い ちごの会)「ギャン ブル被害相談」	ギャンブル依存症に関する借金返済 等についてお悩みの相談窓口を開設 しています。	06-6361-0546 (面接予約)			○
大阪府・大阪市・堺 市「おおさか依存症 土日ホットライン」	アルコール、薬物、ギャンブル等の依 存症に関することでお悩みのご本人、 ご家族等、関係者等、どなたでもご 相談いただける電話相談窓口です。	0570-061-999 (電話相談)	○	○	○

### そのほかの相談窓口

堺市ホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。  
右のバーコードを読み取るか下記のように検索してください。

堺市 相談機関一覧	<b>検索</b>
-----------	-----------



<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/sodan/jisatsutaisaku/ichiran/index.html>

## ○堺市懇話会等関係資料

### 堺市依存症対策推進懇話会開催要綱

令和3年4月1日制定

#### 1 目 的

本市における依存症対策の推進について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市依存症対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

#### 2 意見を聴取する事項

- (1) 依存症地域支援計画の策定に関する事項
- (2) その他依存症対策の推進に関する事項

#### 3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する20人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市が選定した依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関その他の医療等関係団体から選出された者
- (3) 司法関係団体から選出された者
- (4) 民間支援団体から選出された者
- (5) 大阪精神保健福祉士協会その他の職能団体から選出された者
- (6) 保護観察所その他の行政機関から選出された者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

#### 4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

#### 5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の定めるところによる。

#### 7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### 8 開催期間等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間のうち4回程度とする。

#### 9 庶 務

懇話会の庶務は、精神保健課において行う。



## 令和3年度堺市依存症対策推進懇話会委員名簿（五十音順）【敬称略】

	伊 東 弘 嗣 い とう ひろ つく	大阪司法書士会 法テラス対応委員会委員 伊東弘嗣司法書士事務所
	入 来 晃 久 いり き あき ひさ	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター （依存症治療拠点機関） 救急・急性期診療部 医員
	遠 藤 晃 治 えん どう こう じ	堺市医師会所属 医療法人菱仁会 えんどうこころのクリニック 院長
	小 野 史 絵 お の ふみ え	一般社団法人 大阪精神保健福祉士協会 理事 医療法人 藤井クリニック
	高 野 善 博 こう の よし ひろ	医療法人以和貴会 金岡中央病院（依存症専門医療機関） 院長補佐
	後 藤 高 志 ご とう たか し	大阪保護観察所 堺支部 統括保護観察官
	佐 古 恵 利 子 さ こ えり こ	関西アルコール関連問題学会 副会長 特定非営利活動法人 いちごの会 リカバリハウスいちご 所長
	ソ ウ マ	ギャンブル等依存症当事者
職務代理	滝 口 直 子 たき ぐち なお こ	大谷大学社会学部 教授
	寺 井 修 也 てら い しゅう や	特定非営利活動法人 大阪ダルク・アソシエーション 理事長
	寺 田 邦 敏 てら だ くに とし	NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会大阪 代表
	西 谷 裕 子 にし たに ゆう こ	大阪弁護士会所属 リバティ総合法律事務所
座長	野 田 哲 朗 の だ てつ ろう	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授
	は ま	薬物依存症当事者家族
	松 井 直 樹 まつ い なお き	堺市断酒連合会 副会長
	綿 野 初 美 わた の はつ み	特定非営利活動法人 大阪マック

※令和4年3月現在

<堺市依存症対策庁内連絡会（庁内部局一覧）>

局	部	課
市長公室	政策企画部	広域連携担当
総務局	人事部	労務課
財政局	財政部	資金課
市民人権局	市民生活部	市民人権総務課
市民人権局	市民生活部	消費生活センター
子ども青少年局	子ども青少年育成部	子ども企画課
子ども青少年局	子ども相談所	家庭支援課
産業振興局	商工労働部	雇用推進課
教育委員会事務局	学校教育部	生徒指導課
教育委員会事務局	教育センター	企画相談課
消防局	救急部	救急課
健康福祉局	生活福祉部	地域共生推進課
健康福祉局	生活福祉部	生活援護管理課
健康福祉局	長寿社会部	長寿支援課
健康福祉局	障害福祉部	障害施策推進課
健康福祉局	健康部	健康医療推進課
健康福祉局	健康部保健所	環境薬務課
健康福祉局	健康部	こころの健康センター【事務局】
健康福祉局	健康部	精神保健課【事務局】

※令和4年3月現在

孤立せず安心して健やかに過ごすことのできる地域の実現

ひとりやないさかい相談してな



堺市依存症地域支援計画【別冊】

作成：堺市 健康福祉局 健康部 精神保健課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL : 072-228-7062

FAX : 072-228-7943